○豊明市事後審査型一般競争入札実施要領

平成２１年３月５日

決裁

（目的）

第１条　この要領は、入札後に入札参加資格の確認を行う一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し、豊明市制限付き一般競争入札実施要領（平成８年６月２８日決裁。以下「一般競争入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事後審査型入札の対象）

第２条　事後審査型入札の対象とする建設工事は、豊明市指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）において定めるものとする。

（参加資格要件）

第３条　事後審査型入札に参加する者の必要な資格要件は、一般競争入札要領第３条の規定による。ただし、同条第４号から第８号に規定する事務所の所在地、総合数値、施工実績及び技術者等については、予め委員会において決定することができる。

（入札参加申込書）

第４条　入札参加希望者は、当該入札案件に対し入札参加申込書（様式第１号）を提出し、入札参加の意思を表示しなければならない。

（落札決定の保留）

第５条　開札時において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、低い価格で入札した順に落札候補者となる順位を決定し、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

２　前項の落札候補者となる順位の決定の際、同額の入札が２以上あるときは、くじにより落札候補者となる順位を決定するものとする。

（入札参加資格確認申請書等の提出）

第６条　市長は、第１位の落札候補者に対し、速やかに一般競争入札要領第６条第１項及び入札公告に規定する入札参加資格確認申請書等の提出を求めるものとする。

２　第１位の落札候補者は、前項により書類の提出を指示した日の翌々日（そ

の日が土曜日、日曜日、祝日及び休庁日の場合はその翌日）までに提出しなければならない。

３　第１位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に書類を提出しないとき、又は指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（入札参加資格の審査）

第７条　市長は、当該入札公告に記載の入札参加資格要件に基づき、第１位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合には、その者のした入札を無効とし、次順位の落札候補者について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第１位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み換えるものとする。第５条により決定した落札候補者の順位により順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

２　前項の審査は、入札書、工事費内訳書及び入札参加資格確認申請書等により、行うものとする。ただし、必要に応じて別途資料を求めることができるものとする。

３　市長は、第１項の審査結果を委員会に諮り落札者を決定するものとする。

（落札者の決定等）

第８条　市長は、入札参加資格を満たしている者がいる場合は、落札者決定通知書（様式第２号）により入札参加者へ通知するものとする。

２　前条の審査並びに本条第１項の通知は、第６条第２項に規定する提出期限の翌日から起算して原則として７日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び休庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。ただし、当該審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

３　落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（電子入札）

第９条　電子入札による場合、あいち電子調達共同システムにより、可能な通知書等は、これに代えることができるものとする。

（委任）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会に諮り、市長が定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。